

育児・介護休業中の生活資金をご融資します！

(鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度)

(令和5年4月現在)

鳥取県では、育児休業や介護休業を取得されている方に安心して育児や家族の介護を行っていただけるよう、休業中の生活資金を県内の金融機関を通じて低利で融資しています。

融資対象

県内に在住する育児休業又は介護休業利用者本人
(国家・地方公務員は除きます。)



融資条件

融資限度額	育児休業又は介護休業利用者1人につき100万円まで
貸付利率	○連帯保証人による保証を利用する場合 年1.0% (固定) ○保証機関による保証を利用する場合 ※取扱金融機関ごとに異なります。あらかじめ金融機関窓口までご相談ください。
償還期間	育児休業又は介護休業終了の翌月から5年以内(育児休業又は介護休業期間中は元金据置)
保証	原則として連帯保証人1名又は保証機関による保証 ※保証機関による保証は、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、中国労働金庫においてのみ利用可能。(ただし、取扱金融機関ごとに保証料率など融資条件が異なります。)

取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会(信用事業を行う各農業協同組合を含む。)、信用漁業協同組合連合会(信用事業を行う各漁業協同組合を含む。)

窓口・提出先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
〒680-8570 鳥取市東町1-220 本庁舎7階
電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm>



手続きの流れについては裏面を御覧ください。

鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度の 手続きの流れについて

申込者の方 ⇒ 金融機関

1. 融資の取扱いを希望する金融機関窓口にご相談

- 金融機関、店舗によっては本融資制度を取り扱われていない場合があります。あらかじめ、融資を希望される機関・店舗にお問い合わせください。
- また、表面に記載のとおり、金融機関によって金利や審査が異なりますので、あらかじめご相談ください。

申込者の方 ⇒ 勤務先

2. 融資の申込みに必要な書類を依頼

- 申込時に本融資の対象者であることを確認させていただく書類として、育児休業、介護休業等の取扱通知書（育児休業、介護休業の取得期間や給与等の条件について勤務先が休業される方に通知するもの）の写しが必要となりますので、あらかじめ勤務先にご相談ください。

申込者の方 ⇒ とっとり働き方改革支援センター

3. 借入申込書を提出

- 所定の様式と添付様式を郵送又は持参していただくか、電子申請でご提出ください。
- 申込様式はホームページからダウンロードいただけます（チラシ表面のURL、QRコードをご参照ください）。

とっとり働き方改革支援センター ⇒ 申込者の方、金融機関

4. 県による審査、審査結果の通知

- 申込内容について、鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱に基づき、制度の対象とできるか鳥取県としての審査を行います。
- 県としての審査で問題がなければ、申込者の方と金融機関に融資の手続きを進めていただくよう通知をします。

金融機関 ⇒ 申込者の方、とっとり働き方改革支援センター

5. 金融機関による審査、審査結果の通知・融資の実行

- 申込内容について、各金融機関の基準に基づき、本融資が実行できるか審査を行います。
- 金融機関としての審査に問題がなければ、申込者の方に融資が実行され、とっとり働き方改革支援センターに対しては融資の実行結果が報告されます。

●融資の実行以後

- 県への借入申込書及び金融機関と取り交わした償還計画に基づき、融資を返済いただきます。
- 休業の期間が変更となったり、月々の償還額を変更したいといった場合は、県・金融機関それぞれでの手続きが必要となりますので、ご相談ください。